

神戸市男女共同参画申出処理制度の運営に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市男女共同参画の推進に関する条例施行規則(平成15年神戸市規則第29号。以下「規則」という。)第10条の規定により、市民等からの申出の処理に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申出の受付)

第2条 規則第5条第1項の規定による書面の標準様式は、「男女共同参画に関する申出書」(様式第1号)のとおりとする。

2 市長は、規則第5条第2項の規定による陳述を録取したときは、その全文を読み上げて申出人に確認するものとする。

3 市長は、市民等からの申出を受け付けたときは、「申出整理台帳」(様式第2号)に記入するものとする。

(要件審査)

第3条 市長は、前項の申出の内容について、次の各号に該当しているかどうかを審査する。

(1) 申出人が市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者であること

(2) 申出の内容が、神戸市男女共同参画の推進に関する条例第20条第2項に規定する市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情若しくは提案の申出又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合であること。

(3) 規則第6条第1項の各号に該当しないこと。

(4) 人権侵害の相談の申出の場合、市内で発生した事案であること。

2 規則第6条第1項第6号に規定する事案は、市議会へ請願又は陳情を行っている事案、監査委員に住民監査請求を行っている事案その他の事案とする。

(調査等命令)

第4条 条例第20条第3項の規定による命令(以下「調査等命令」という。)は、原則として「申出調査・処理依頼書」(様式第3号)により行うものとする。

(調査・処理開始の通知)

第5条 規則第6条第2項の規定により、申出人及び市の機関又は関係人に対し、調査等命令をした旨を通知するときは、原則として「申出調査・処理開始通知書」(様式第4号)により行うものとする。

(申出について調査・処理しない旨の通知)

第6条 規則第6条第3項の規定により、申出人に対し、調査等命令をしない旨を通知するときは、原則として「申出について調査・処理しない旨の通知書」(様式第5号)により行うものとする。

(調査等命令の取り消し)

第7条 規則第6条第3項の規定により、苦情処理委員及び申出人に対し、調査等命令を取り消した旨を通知するときは、原則として「申出調査・処理中止通知書」(様式第6号)により行うものとする。

(調査及び処理)

第8条 規則第6条第4項の規定により、市の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録の提出を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるときは、原則として「申出についての説明等依頼書」(様式第7号)により行うものとする。

2 規則第6条第4項の規定により、関係人に対し、資料の提出若しくは説明を求めるときは、原則として「申出についての協力依頼書」(様式第8号)により行うものとする。

3 調査中に判明した事項は、「申出調査記録書」(様式第9号)に記入するものとする。

(調査結果の報告)

第9条 条例第20条第4項の規定により、市長に調査結果を報告するときは、原則として「申出調査結果報告書」(様式第10号)により行うものとする。

2 前項の調査結果に関して、市長に意見を述べるときは、原則として「申出についての男女共同参画苦情処理委員意見書」(様式第11号)により行うものとする。

(助言又は是正の要望等)

第10条 規則第7条第1項の規定により、市の機関に対し、是正の指示を行うとき、又は関係人に対し、助言若しくは是正の要望を行うときは、原則として「申出についての〔助言・是正の要望・是正の指示〕書」(様式第12号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定により、市の機関又は関係人に助言、是正の要望等必要な措置を行わない旨を通知するときは、原則として「申出についての調査・処理結果通知書」(様式第13号)により行うものとする。

(申出調査・処理結果の通知)

第11条 条例第20条第5項の規定により、申出人に対し、調査結果及び苦情処理委員の意見並びに講じた措置の内容を通知するときは、原則として「申出調査・処理結果通知書」(様式第14号)により行うものとする。

(措置状況の報告)

第12条 規則第8条の規定により、措置を講じた旨を市長に報告するときは、原則として「是正の指示についての措置状況報告書」(様式第15号)により行うものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月7日から施行する。